

令和4年1月 四万十市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和4年1月7日(金) 午後4時00分 ~ 午後5時10分
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室
 3 出席委員

(1) 農業委員 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	山本 官	16	岡崎 誠
3	伊与田 真哉	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
4	井上 靖好	11	岡村 猛	18	福留 宣彦
5	加用 雅啓	12	伊勢脇 精藏	19	畠中 温喜
6	安藤 久徳	13	土居 忠栄		
7	谷崎 容子	14	清水 優志		
8	遠地 美千代	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	4	岡本 尚子	7	宮地 浩
2	武井 健治	5	宮地 秀之		
3	宮崎 幸一	6	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文				

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
8	竹村 光一				

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	岡本 ほのか
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦	主事 (西土佐地域担当)	東 昭伸
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番~4番)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番~6番)
 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番~3番)
 報告事項
 その他

◆議長（福留会長）

只今から令和4年1月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号2番 桑原 宏文 委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、竹村 光一 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号19番 畠中 温喜 委員、議席番号1番 篠田 新生 委員をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 岩田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦60年の87歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦50年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3分の距離となっております。耕作面積は142アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 鍋島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦8年の45歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間280日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦6年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、耕運機、管理機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は91アールとなりますので、本市の下限面積である30アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人とその家族が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 西土佐西ケ方 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申

請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 35 年の 67 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦 40 年の妻の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 1 分の距離となっております。耕作面積は 47 アールとなりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。また、申請地取得後は、譲受人とその家族が耕作していくということですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。ただし、申請地は、田から畑に埋め上げている実態がありますので、形状変更届の提出を求め、次の総会で報告することとします。

続きまして番号 4。土地の表示は、大字 平野 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 50 年の 71 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 200 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 5 分の距離となっております。耕作面積は 131 アールとなりますので、本市の下限面積である 30 アールを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので、今までどおり周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 9 番 山本委員（後川地区担当）

議席番号 9 番、後川担当の山本です。1 番について説明します。12 月 24 日の午後 3 時 30 分頃に、武井推進委員と 2 人で現地確認をしました。申請地はきれいに耕作されていて、すでにトラクターでたたいておりました。譲受人は高齢ではありますが、家族で水稻栽培を営んでおられて、岩田地区でも篤農家の 1 人に入られる人でございます。取得後も水稻を続けるということで、周辺農地に迷惑をかけることはないと思いますので適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2 区の武井です。山本委員からご説明がありましたとおり、12 月 24 日に 2 人で現地確認をさせていただきました。説明のとおり、なんら違和感はありません。きれいに土地・田を管理して耕作しておられるということが、こちらでよく分かりました。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、「2番・4番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

19番、下田地区担当畠中です。2番について、譲受人は生姜、ハウス生姜、露地生姜の専業農家です。面談をいたしまして、現地を見ました。草も生えておりますが、2番については周辺が住宅で、宅地変更のあれもうかがえるような感じですが、周囲のあれについては、私自身が知った人ばかりですので問題ないです。

4番については、これも改良区の役員もしております。生姜を現在作っております。専業農家でキャリアも十分、事務局が説明したとおり問題はありません。以上です。

◆議 長（福留会長）

宮崎推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

多分問題ないと思いました。以上です。

◆議 長（福留会長）

「3番の関係委員さん」は桑原委員ですが、本日欠席となっております。

桑原委員より意見を預かっておりますので、私の方から読み上げます。

～～ 以下桑原委員の意見 ～～

「宮地推進委員と一緒に、申請内容について譲受人に確認をしました。現地は既に埋め立てられていますが、野菜を耕作していくとのことなので、3条の許可は適当と考えます。取得後は、農地として3年3作を守って耕作してくださいと伝えています。以上です。」

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。

番号1。土地の表示は古津賀下宮添 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。令和3年12月24日、事務局で現地に向かい、岡崎委員、東山地区担当の尾崎委員と宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、農家住宅を建築するものです。場所については旧古津賀保育所から市道を隔てた北東側に位置する農地で、申請地には農業用倉庫が既に1棟建っています。また40メートルほど北側には土佐くろしお鉄道の線路が通っています。申請地の西、南側は市道、北、東側の農地所有者からは転用の同意を得ています。また雑排水については合併浄化槽を設置し、既設の排水路へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われれます。申請地は古津賀地区の土地改良を実施した農地に隣接しており、第1種農地となる所ですが、古津賀地区内の近隣の集落から申請地は60メートル以内にあり、集落接続による例外規定の適用で転用が可能です。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

議席番号17番、東山地区の尾崎です。12月24日、申請代理人、事務局とで現地確認を行いました。申請地は事務局の説明のとおり第1種農地ですが、本来ならできないところですが、農家住宅ということですので問題はないということです。周りの農地からは転用の同意を得ているということです。住宅建設に問題はないと思います。住宅建設による雑排水の処理についても、合併浄化槽を設置して北側の排水溝に排水するという事です。以上によって、転用については問題はないと思っております。以上です。

◆議長（福留会長）

続きまして、議席番号16番 岡崎推進委員にもお聞きしたいと思います。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

12月24日の金曜日、事務局と尾崎農業委員と宮地推進委員と共に現地を確認しました。代理人の行政書士の西川が今日も来ていましたが、現地を確認した東側の申請地は作業小屋と田んぼに挟まれた畑で、西側は市道、北側には住宅があり、その限りでは全く問題ないと判断しました。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいまの件について、宮地推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

12月24日に事務局、尾崎委員、岡崎委員と一緒に現地確認に行きました。自分自身は農家住宅というのは初めてのケースだったんですけど、特に問題はないと思います。個人的に申請者の方もよく知っている方ですけど、こちらの方も問題ないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

なお、番号4の当該地が非農地となった時期及び事由につきましては、皆様のお手元に配布させていただいている資料のとおり変更がありましたので、そちらをご覧ください。詳細は後ほど説明します。

それでは番号1から説明します。番号1。土地の表示は、大字 奥鴨川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、12月24日、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、山本委員、岡崎委員、武井推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。現地は、山林となっている状況でした。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして番号 2。土地の表示は、大字 右山五月町 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号 2 につきましては、12 月 24 日、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、岡崎委員、尾崎委員、宮地推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 5 ページ及び 6 ページをご覧ください。現地は、駐車場として使用されている状況でした。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして番号 3。土地の表示は、大字 渡川一丁目 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号 3 につきましては、12 月 24 日、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、正木委員、清水委員、宮地推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 7 ページ及び 8 ページをご覧ください。現地は、宅地として使用されている状況でした。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして番号 4。土地の表示は、大字 楠島 以下議案書記載のとおりです。願人につきましても、議案書記載のとおりです。当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては、議案説明の冒頭でも説明しましたとおり、議案書記載の内容から変更がありましたので、お手元の配布資料をご覧ください。これは、当初提出されておりました非農地証明願のうち、非農地となった時期及び事由等の記載内容について、願人から変更の旨、上申書が提出されたため、議案書の記載内容が変更となったものです。なお、提出されました上申書につきましては、変更後の議案書の 2 枚目に添付させていただいておりますので、そちらをご参照ください。番号 4 につきましては、12 月 24 日、事務局で現地に向かい、願人の代理人と、清水委員、正木委員、岡本推進委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 9 ページ及び 10 ページをご覧ください。現地は、土捨場として使用されている状況でした。

なお、変更後の非農地となった時期及び事由等にありますが、平成 4 年月日不詳より土捨場として利用されていることにつきましては、当時の都市計画課の資料にて事務局で確認済みです。また、税務課で確認出来る平成 14 年時点の航空写真でも、土捨場として利用されていたことを確認しております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

続きまして番号 5。土地の表示は、大字 荒川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号 5 につきましても、番号 4 と同様に現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの 11 ページ及び 12 ページをご覧ください。現地は、山林となっている状況でした。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

議席番号9番、後川担当の山本です。1番について説明します。12月24日に小谷課長、事務局、願人の代理人、武井推進委員、岡崎委員と一緒に現地確認を行いました。現況は事務局の説明のとおり山林となっていて、農地に戻すことは困難と判断しました。よって非農地証明の交付は適当と考えます。以上です。

◆議 長（福留会長）

続きまして、議席番号16番 岡崎推進委員にもお聞きしたいと思います。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号16番、中村地区担当の岡崎です。この日は山深いところに行くというので、私が自分から連れて行ってということで行きました。その時、事務局、山本委員、武井委員と現地を見ました。申請地は山深い一角で以前は田んぼか畑があったようで、石垣を積んでおりました。その後に植林された杉かヒノキが育っていました。畑・田んぼに復旧するのは絶対に不可能と考えられます。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されて50年以上経過しており、農地としての復旧は困難と判断しました。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいまの件について、武井推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

説明がございましたとおり、24日に私も同行し現地確認をさせていただきました。現状を確認しますと、とて復旧するというのは難しいということでございます。問題はないんじゃないかというふうに考えておりました。以上です。

◆議 長（福留会長）

「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

議席番号16番、中村地区担当の岡崎です。12月24日の2時50分頃から2時55分の間、事務局、尾崎農業委員、宮地推進委員、申請者の代理人の中脇東行政書士と共に現地を確認しました。申請地は市道に面し、さるた荘というアパートがあつて、近くには、松尾治療院という隣接したそのあとの一角です。現地には碎石を敷いて駐車場として現在2台の車が停まっておりました。今後も駐車場として使用する予定であるとのことでした。以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されて10年以上経過している農地であり、農

地への復旧は困難と判断し非農地証明については適当であると考えております。以上です。

◇議席番号 17 番 尾崎委員（東山地区担当）

岡崎委員が言ったように、昔から駐車場のよう使用されており問題はないと思っております。以上です。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

12月24日に事務局、岡崎委員、尾崎委員と一緒に現地確認をしました。写真のように駐車場になって、かなりの年月が経っていますので農地に復旧するのは困難だと思います。特に問題はないと思います。以上です。

◇議 長 （福留会長）

「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。3番についてですけれども、事務局の説明のとおりでございまして、私も昔からこの前はよく通っていたんですけれども、家が建っていたと思ったんですけど、新しく家が建ったということは確認しております。前の家が建っていたということも事実ですし、新しい家の前といいますか庭のような形ですけれども、ここはこの家の方の駐車場のよう形で使用しているということでございます。現地については非農地として適当であるということ判断いたしまして、問題ないと思います。以上です。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、東中筋・中筋担当の清水です。正木委員の発表のとおり問題はございません。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

12月24日に事務局、清水委員、正木委員と一緒に現地確認をしました。非農地として特に問題はないと思います。以上です。

◆議 長 （福留会長）

「4番・5番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 14 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

14番、東中筋・中筋担当の清水です。4番・5番を説明します。12月24日、事務局、正木委員、岡本推進委員、願人代理人と現地調査を実施しました。4番・5番について説明します。事務局から説明もありました当該地は議案書にも記載のとおり、耕作放棄されてからかなりの年数が経過しており農地への復旧は困難かと思われます。以上のことから、4番ですが人為的に手をいれ15年以上、5番が耕作放棄されてから15年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明書については適当であると考えます。以上です。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

12月24日、この日は農業委員が足りないということで急遽ヘルプに行きました。4番についてですけれども、清水委員の説明のとおり、非農地として適当であるということと判断いたしました。5番ですけれども、ここもちょっと山の間のたねみたいな所になっておりまして、今現在、山林となっております、立派な山というか小さな山みtainな形になっておりまして、非農地としては問題ございません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の、東中筋・中筋の岡本です。清水委員の説明と正木委員の説明で間違いございません。

◆議 長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長（福留会長）

小休いたします。

正会にいたします。

ただいまの件でございますが、現地調査の結果、農地に返すことは無理だということは皆さんがご承知のとおりで、これを出していただいておりますので問題ないと思いますが、15年以上というのが10年と言われたということでございますので、今回は皆さんにご意見がなかったということで、賛成ということでよろしいでしょうか。

採決をします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〜〜〜 農業委員《全員挙手》 〜〜〜

◆議 長 (福留会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農地利用集積計画(案)について議題といたします。

なお、2番については、岡本推進委員の親族に係る案件ですので、先に審議、採決を行い、その後に1番、3～6番についての審議、採決を行うことといたします。

岡本推進委員は退室をお願いします。

〜〜〜 岡本推進委員退室 〜〜〜

○議 長 (福留会長)

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書(案)は6ページになります。

それでは2番について説明いたします。借受人は中筋地区において、水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和4年1月7日から令和13年6月7日までの9年5ヶ月間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号14番 清水委員(中筋・東中筋地区担当)

14番、中筋・東中筋担当の清水です。2番ですが、ただいま事務局から説明もありました借受人は認定農業者で、その周辺でも耕作しており農用地を効率的に利用し耕作すると認められます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員からの意見は岡本推進委員の親族に係る案件ですので省略します。

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

4番、井上です。ここに始まる時期と終わる時期を書いておりますけれども、これはミスプリじゃなくて、そのまま終わる方が6月7日になっていますが、これで合っているのでしょうか。

○事務局

これは他にも既に借りているところがあって、終期を統一するために、既に借りているものの終期と今回のを合わせるための令和13年6月7日ということでございまして、終期はこれで申請が出てきております。他のと合わせるためです。以上です。

◇議席番号4番 井上委員（東山・下田地区担当）

水稻ということなので、6月って中途半端な時期に終わっていいのかなというのがあったので、書き間違いかと思ったので言わせてもらいました。ありがとうございます。

◆議長（福留会長）

他にご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農地利用集積計画（案）の2番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

○議長（福留会長）

ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）の2番について、これを適当と認め答申することといたします。

岡本推進委員は入室してください。

～～～ 岡本推進委員入室～～～

◆議長（福留会長）

続きまして1番、3～6番について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは1番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸貸借権の設定で

す。貸借期間は令和4年1月7日から令和14年1月6日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

それでは3番について説明いたします。借受人は西土佐大宮地区において、生姜を栽培している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定です。貸借期間は令和4年1月7日から令和5年1月6日までの1年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして4～6番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書(案)は6、7ページになります。

それでは4番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は2名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定となっております。貸借期間は令和4年1月7日から令和14年1月6日までの10年間となっています。

それでは5番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は3名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定となっております。貸借期間は令和4年2月8日から令和14年2月7日までの10年間となっています。

続きまして、6番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は6名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの18ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定となっております。貸借期間は令和4年2月8日から令和14年2月7日までの10年間となっています。以上です。

◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員(中筋・東中筋地区担当)

14番、東中筋・中筋担当の清水です。1番ですが、借受人は認定農業者で、その周辺でも耕作しており農用地を効率的に利用し耕作すると認められます。

4番ですが、中間管理機構に貸し付けるという申請ですが、問題はありません。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)

清水委員の方からご連絡いただきまして、この説明に間違いありません。

◆議 長 (福留会長)

「3番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号1番 篠田委員 (西土佐大宮地区担当)

議席番号1番、大宮・須崎・藪ヶ市地区担当の篠田です。番号3番について説明させていただきます。昨年12月29日に、宮地推進委員と共に借受人立会いのもと農地の現地確認を行いました。借受人は認定農業者で、再度新しく露地生姜を栽培したいと述べられておりました。そのため、土壌の汚染なども考慮され、単年での申請となっております。また、農地自体は貸付人の体調などもあり草に覆われておりましたが、樹木などは生えておらず耕作可能と思われまます。借受人は地元でも期待されている担い手の農家なので、何卒よろしくお願ひします。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地 (浩) 委員 (西土佐大宮地区担当)

篠田委員が言われたとおりでございます。私も会って、大変真面目そうな青年だというふうに思いました。以上です。

◆議 長 (福留会長)

「5番・6番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員 (下田地区担当)

19番、下田地区担当畠中です。5番については、公社を通じてであります、国営の開発で平成13年頃から柑橘を作られている圃場です。なんら問題はあります。

6番については、長い間タバコを作られていた土地ですが、現在ではタバコ栽培をやめ、だんだんと大規模農家の果樹団地化されているところでありまして、公社を通じての貸借でありますので問題ありません。以上です。

◆議 長 (福留会長)

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田・八束地区担当）

特に問題ないと思いました。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農地利用集積計画（案）の1番、3～6番につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地利用集積計画（案）の1番、3～6番につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、8ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の9ページ、10ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。なお、議案の一部に誤りがあります。正誤表を配布しておりますのでご確認下さい。10ページの利用配分計画案のNo.について、No.1から6とあるところ、全てNo.3となります。場所は議案書記載のとおりです。

1番、右側の貸付先ですが、四万十市具同の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの16ページ及び前のスクリーンをご覧ください。1番の農業者が選定された理由につきましては、お手元に配布した借受選定理由書をご覧ください。

2番、右側の貸付先ですが、宿毛市の果樹栽培を行う法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。2番の農業者が選定された理由につきましては、お手元に配布した借受選定理由書をご覧ください。

3番、右側の貸付先ですが、同じく宿毛市の果樹栽培を行う法人に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの18ページ及び前のスクリーンをご覧ください。3番の農業者が選定された理由につきましては、お手元に配布した借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議 長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号14番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが、貸付人に貸されるということでございますが、認定農業者で問題ないと思います。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当正木です。貸付先となっております方は具同地区でございまして、具同の担い手にもなっております。東中筋地区の方でも担い手となっているということでございます。度々中間管理機構を通じての貸借が、この貸付先になってございまして、熱心に農業を稲作を主ですけれどもやっておる方で、問題ございません。以上です。

◆議 長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員（中筋・東中筋地区担当）

4区の岡本です。清水委員に連絡もいただきましたので、そちらのほうに間違いございません。

◇宮地（秀）委員（中村・具同・東山地区担当）

貸付先の方は、正木委員も言われたように度々名前の方が、問題はないと思います。以上です。

◆議 長（福留会長）

「2・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 島中委員（下田地区担当）

先ほど説明したように、大規模農家で周囲で貸借を進めている大規模専業農家ですので、なんら問題はありま

せん。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮崎委員（下田地区担当）

問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

最後に、その他 委員の皆様から何かございませんか。

◇議席番号7番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

7番、蕨岡担当谷崎です。3ページの第2号議案で、農家住宅という言葉が出たんですけど、私も初めてだと思います。普通の住宅と農家住宅というのは違いがあるのかということをお聞きしたいです。

◆議長（福留会長）

普通の住宅でしたら、転用できるのが500㎡ですが、農家住宅は倍の1,000㎡まで許可するということになっています。その違いです。

事務局から何かございませんか。

○事務局

農家住宅の件もありますけど、一種農地はなかなか転用ができませんが、一種農地でも転用ができる場合もあるということです。今回の件は集落接続といまして、60メートル離れてないところに家が2軒以上建っていた。その要件を満たせば転用が可能であり、そこが主な理由ということにはなりません。

◆議長（福留会長）

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年1月7日

議長 福留宣彦

署名委員 島中温彦

署名委員 篠田新生